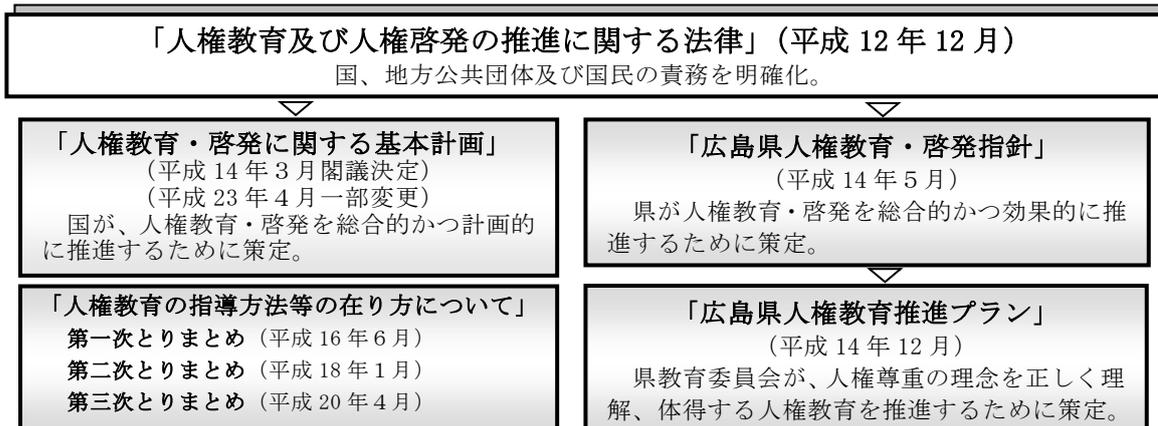


第3章 教育活動の推進

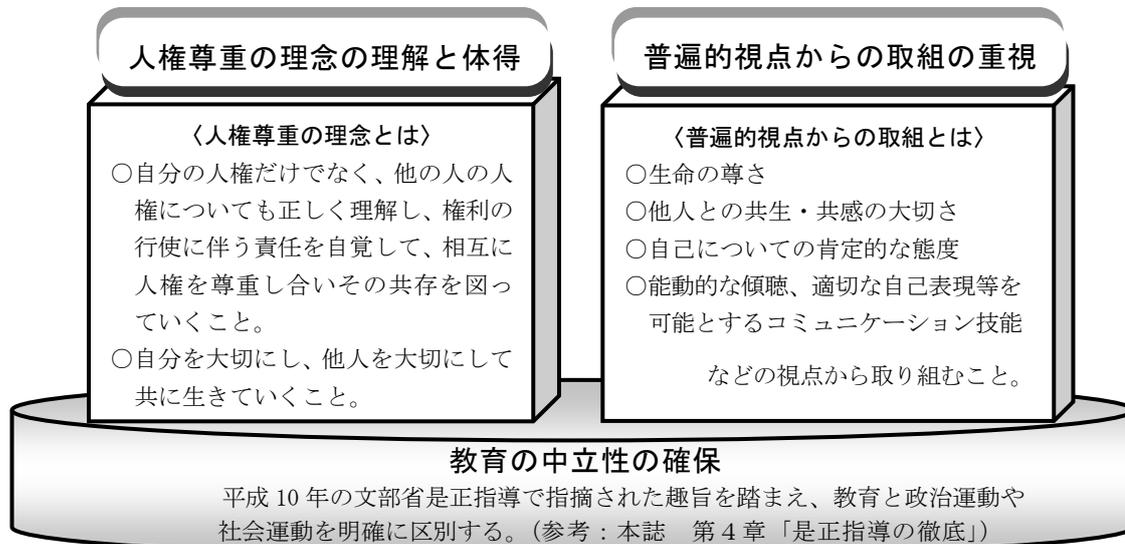
人権教育

人権教育は、幼児児童生徒一人一人に人権尊重の精神が育まれることを目的として行われる教育活動をいう。その推進に当たっては、教育の中立性を確保し、学習指導要領等に基づき、道徳や各教科等の学習内容を適切に指導することにより、人権尊重の理念に対する理解を深め、体得するよう行う必要がある。

1 人権教育の推進に係る法令等



2 「広島県人権教育・啓発指針」「広島県人権教育推進プラン」におけるポイント



3 学校教育における人権教育推進上のポイント

(1) 学校の教育活動全体を通じた実践

幼児児童生徒の発達段階に即し、学習指導要領等に基づいて、道徳や各教科等の学習内容を適切に指導することにより、人権尊重の理念についての正しい理解を深める。

(2) 人権教育で育むべき三つの要素

人権尊重の理念を単に知識として教えるだけでなく、豊かな感性を育み、日常生活で、他者への配慮が自然に態度や行動に現われてくるような人権感覚を育成する。

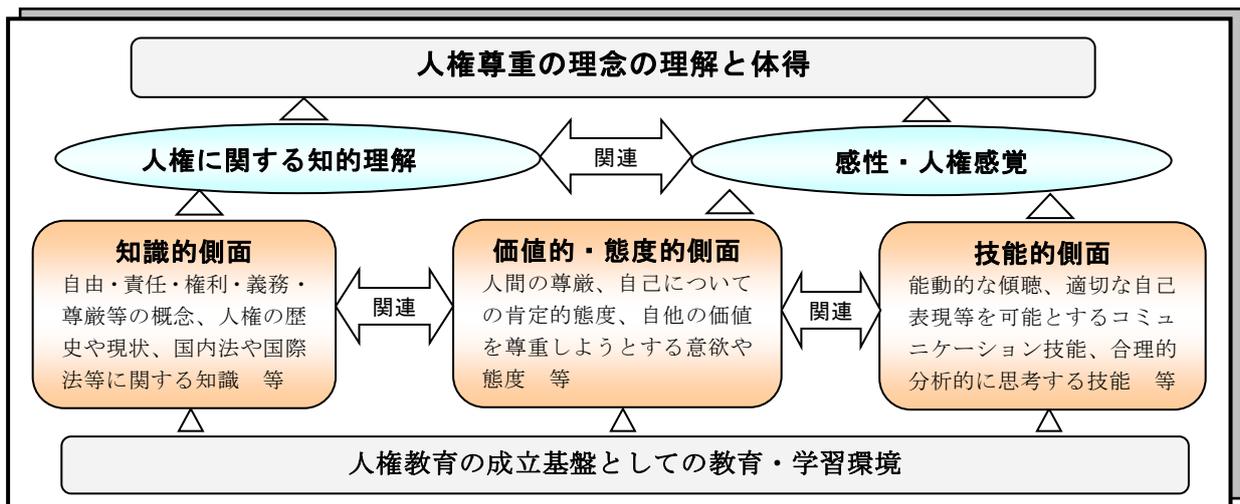
(3) 指導上の留意点

自分の自由や権利と同様に他者の自由や権利を大切にすること、また、権利の行使

には責任が伴うことなどについて、特に配慮して指導する。

4 「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」におけるポイント

文部科学省が設置した「人権教育の指導方法等に関する調査研究会議」がとりまとめた〔第三次とりまとめ〕では、人権教育で育てたい資質・能力を、次の三つの側面として捉えることができるとし、教育活動のあらゆる機会を捉えて、積極的に育成することを求めている。人権尊重の理念を理解、体得させるためには、「人権に関する知的理解」を深め、「人権感覚」を十分に身に付けさせることが必要である。



5 指導に当たってのポイント

(1) 各教育活動における目標やねらいとの関連を明確にした、計画的な取組

組織的・計画的に人権教育を推進するためには、人権教育と教科等の目標・ねらいとの関連を明らかにし、全体計画や年間指導計画を作成することが必要である。

(2) 感性や人権感覚を高める指導の工夫

幼児児童生徒が主体的・協力的に活動できる次のような学習活動を通して、感性や人権感覚を高める指導を工夫することが大切である。

〈指導例〉

- ロールプレイなどを通して、自分の考えと異なる意見や感情を否定せず、それを理解し、相手の気持ちや立場を考えた行動ができる態度を育てる指導。
- 「分かった」「できた」という喜びと「自分は理解してもらっている」「自分は役に立っている」という自己存在感をもたせるため、協力して活動できる場を工夫し、互いのよさに気付かせる指導。

(3) 人権が尊重される学校・学級づくり

人権教育を進めていくには、まず、教職員自身が人権感覚を高め、幼児児童生徒が自らの大切さを認められていることを実感できるような環境づくりに努めることが必要である。その上で、積極的な生徒指導の取組とも連動させ、学校・学級の一員として、幼児児童生徒が集団生活における規範等を尊重し、権利や義務を理解し、協力してよりよい生活を築くことができるような、自主的・実践的な態度を育てることが大切である。

参考HP：ホットライン教育ひろしま「人権尊重の心を育てる教育のページ」